

広島県告示第六百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名 称	医療法人社団 清流会
	主たる事務所の所在地	廿日市市新宮 二丁目一番一 五号
居宅サービス事業を 廃止した事業所	名 称	医療法人社団 清流会訪問看護ステーション えいわ
	所在地	廿日市市新宮 二丁目一番一 五号
サービス の種類	訪問看護	
廃止 年月日	平成二十四年 六月三〇日	